

令和元年9月2日現在

機関番号：34411

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04547

研究課題名(和文)戦後日本における義務教育費国庫負担制度の確立・展開過程に関する分析的研究

研究課題名(英文) Analysis of the establishment process and development of the duty educational expenses share of tax revenues system in Japan after World War II

研究代表者

井深 雄二 (Ibuka, Yuji)

大阪体育大学・教育学部・特任教授

研究者番号：30142285

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：この研究では、第二次大戦後における日本の義務教育費国庫負担制度の確立過程を分析した。

義務教育費国庫負担法案は、当初、学校基準法と学校財政法を一つの法律に包括するものとして構想されていた。しかし、1952年に成立した義務教育費国庫負担法は、学校基準法の側面が削ぎ落とされていた。このため、この法律に基礎を置く義務教育費国庫負担制度は、教育の機会に資するものではなかった。1958年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が制定された。そして、学校基準法の一つであるこの法律が、義務教育費国庫負担制度とリンクすることで、義務教育費国庫負担制度は安定的に機能するようになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1952年に成立した義務教育費国庫負担法は、従来、1940年義務教育費国庫負担法の「復活」と評価されることが多かった。しかし、本研究では、同法の当初構想が、学校基準法と学校財政法とを一つの法律に包括するという全く新しいアイデアに基づくものであったこと、そのことが、後の1958年義務教育標準法の制定に繋がることを明らかにした。

現在、義務教育費国庫負担制度のあり方が問われているが、これらの事実は、同制度の歴史的評価の素材たり得る。

研究成果の概要(英文)：In this study, I analyzed the process of the establishment of the duty educational expenses share of tax revenues system in Japan, after World War II.

As for National Treasury's Sharing of Compulsory Education Expenses Bill, school standard law and school finance law were envisioned as a thing to contain at first by one law. However, as for Act on National Treasury's Sharing of Compulsory Education Expenses established in 1952, the side of the school standard law was trimmed. Therefore, the duty educational expenses share of tax revenues system to put foundations for this law did not contribute at equality of opportunity of the education. The Act on Standards for Class Formation and Fixed Number of School Personnel of Public Compulsory Education Schools was established in 1958. And the duty educational expenses share of tax revenues system came to function stably because this law that was kind of the school standard law linked with this system.

研究分野：教育学

キーワード：義務教育費国庫負担法 教育委員会法 標準義務教育費法案 義務教育学校職員法案 地方財政平衡交付金法 地方教育行政法 義務教育標準法 学校基準法

1. 研究開始当初の背景

戦後における義務教育費国庫負担制度は、三つの時期を経過しつつあると言える。

第1期は1951年の義務教育費国庫負担法の廃止から1952年の新義務教育費国庫負担法の成立に至る時期で、この時期は、教育の地方分権と義務教育費財源確保の方式をめぐり、平衡交付金制度と国庫負担金制度の対抗関係が顕著であった点に特徴がある。この時期の主な研究は、下記のとおりである。

瀬戸山孝一『文教と財政』財務出版、1955年

市川昭午・林建久『教育財政』東京大学出版会、1972年

大橋基博「義務教育費国庫負担問題と義務教育における“国の責任”論」名古屋大学教育学部教育行政及び制度研究室『教育行政研究』第2号、1979年

小川正人『戦後日本の教育財政制度の研究』九州大学出版会、1991年

太田直子「義務教育費国庫負担法における『教育の機会均等』と『教育の地方自治』」『東京大学教育学部紀要』第30巻、1991年3月

第2期は、1958年の義務教育標準法の成立以降、一応義務教育費国庫負担制度が安定的に機能し始め、制度的拡充が図られた時期で、1980年まで続く。この時期の主な研究は以下のとおりである。

伊藤和衛「六・三財政の展開(一)」国立教育研究所編『日本近代教育百年史2』(教育研究振興会、1974年)

佐藤三樹太郎「六・三財政の展開(二)」同上

植竹丘「『定員実額制』の導入と戦後義務教育財政システムの確立」『東京大学大学院教育学研究科紀要49』2009年

第3期は、臨時教育審議会の発足(1983年-1987年)によって新自由主義の観点から義務教育制度の見直し、縮小提案がされ、実際にも教材費が義務教育費国庫負担の対象からはずされるなど制度の縮小・解体が始まった時期で、今日まで続いている。この時期の研究は、多様に展開されつつあるものと言えるが、若干の研究を紹介すれば、以下の通りである。

井深雄二(拙稿)「学校財政改革にみる国家」篠原清昭編著『ポストモダンの教育改革と国家』教育開発研究所、2003年

高木浩子「義務教育費国庫負担制度の歴史と見直しの動き」『レファレンス』2004年6月

小川正人『教育改革のゆくえ』ちくま新書、2010年

三輪定宣「義務教育費国庫負担制度の歴史、現状と課題」『日本教育法学会年報』第41号、2012年3月

世取山洋介「教育条件整備基準立法なき教育財政移転法制」世取山洋介・福祉国家構想研究会編『公教育の無償制を実現する』大月書店、2012年

従来の研究を概観するに、義務教育費国庫負担制度の成立過程の研究は比較的精緻なものがあるものの、第2期、第3期については、一部を除き概説程度に止まっている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、義務教育費国庫負担制度の現段階から、義務教育費国庫負担制度の成立(第1期)・確立(第2期)を分析し、さらに戦後における義務教育費国庫負担政策の総過程を精緻に明らかにすることである。

そのことによって、今日における義務教育費国庫負担制度改革政策を評価する一つの基準を得ることが期待できる。

3. 研究の方法

報告者は、義務教育費国庫負担制度研究に関し、これまで二つの独自の視点を提示してきた。その第1は、同制度の成立・展開過程を規定してきた教育費政策分析の方法論に関するものである。すなわち、教育費政策分析の基軸に無償制と有償制、国庫負担と設置者負担という二つの基礎範疇を置き、その組み合わせによって、国家教育費主義、公費教育主義、教育補助主義、受益者負担主義の4類型を析出している(詳細は、拙稿「教育費政策の諸類型」『日本教育政策学会年報23』1997年、参照)。この方法論的仮説に基づき、戦後における義務教育費国庫負担政策分析を行う点に本研究の一つの特色がある。

第2は、義務教育費国庫負担制度を、教員の国家的管理の財政的基礎として措定する見地である。この見地から、戦前期の義務教育費国庫負担制度を分析したのが、拙書『近代日本教育費政策史-義務教育費国庫負担政策の展開』勁草書房、2004年)であるが、本研究はその戦後版を目指したものである。なお、戦後の義務教育費国庫負担制度は、地方教育行政法との連携によって教員の人事管理の、義務教育標準法との連携によって教員の定数管理の、各々財政的基礎となってきたものと言える。

4. 研究成果

(1) 義務教育費国庫負担法の成立・実施過程の解明

本研究では、1952年義務教育費国庫負担法の成立過程を検討し、それが文部省により「義務教育費全額国庫保障案」として考案された際、学校基準法と学校財政法を一つの法律として包括していたことに最大の特色があることを明らかにした。この文部省の当初案は、大蔵省と自治庁によって反対され、与党内で調整が図られた結果、学校基準法の要素が削ぎ落とされて成立した。その際、文部省が、国会の審議において、義務教育費国庫負担法の正当性を教育の国家事務性により主張していたことにも注目した。

成立した「義務教育費国庫負担法」の実施を前に、公立小中学校の教職員を国家公務員として、その給与の全額を国庫負担とする旨の「義務教育学校職員法案」が閣法として国会へ提出された。同法案は、審議未了・廃案となったため、従来十分には検討されてこなかったが、本研究では、「義務教育学校職員法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案」と一体的に検討し、それらが、義務教育学校職員の給与負担法案であり、身分法案であり、また地方教育行政の改変法案でもあったことを具体的に明らかにした。

(2) 地方教育行政法における教員の任免権規定の成立過程分析

本研究では、戦後の義務教育費国庫負担制度が、1956年地方教育行政法による教員の任免権の帰属先の市町村教育委員会から都道府県教育委員会への変更と1958年義務教育標準法に定数管理制度の成立という2段階を経て確立したとの見地に立ち、各々の成立過程を明らかにした。

地方教育行政法の成立過程については、近年行政文書が国立教育政策研究所教育図書館と国立公文書館とで公開されるようになっており、これらの資料を全面的に利用した。

(3) 義務教育標準法の成立過程分析と改正過程の解明

義務教育標準法の成立過程については、総務省自治大学校所蔵『戦後自治史関係資料集 第四集 地方税財政制度』（丸善株式会社、DVD版、2017年）に、従来未見の義務教育標準法案以前の法案が収録されており、義務教育標準法が、「義務教育費国家保障制度」の一環として構想されたものであることを実証的に明らかにした。その際、国立公文書館に所蔵されている義務教育標準法の成立及び1963年改正に関する行政文書を、管見の限り、初めて利用した。

義務教育費国庫負担制度の確立後は、主として義務教育標準法による学級編制標準と教職員定数標準の改善として、同制度は展開してきたと見ることができ、第1次改善計画から第7次改善計画の実施の経緯を明らかにした。これらの改善は、与野党間、文部省と日教組間で、比較的合意の形成が容易であった点に、他の教育政策とは異なる特徴を見ることができる。

(4) 財政危機下の義務教育費国庫負担制度の縮小・解体過程の検討

1975年より顕在化した財政危機の結果、教育費の削減が始まり、義務教育費国庫負担金も1985年に旅費・教材費が一般財源化され、その後給与以外の経費が削減されていった。そして、2006年には三位一体の改革の結果として国庫負担率が二分の一から三分の一へ削減された。また、学級編制法制について、地方分権化・弾力化が進められた。かかる過程を、教育財政制度審議会、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会、地方分権推進委員会、地方分権改革推進会議、中央教育審議会などの関連する答申などを分析して明らかにした。

さらに県費負担職員制度の改革動向についても検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2件)

1. 井深 雄二「義務教育費国庫負担制度と県費負担職員制度の問題構造」『日本教育政策学会年報』24、2017年7月
2. 井深 雄二「戦後教育改革期の学校基準法案と学校財政法案」『日本教育行政学会年報』43、2017年10月

〔学会発表〕(計 7件)

1. 井深 雄二「戦後教育改革期における学校基準法案と学校財政法案」日本教育法学会第47回定期総会、2016年5月27日
2. 井深 雄二「義務教育費国庫負担制度と県費負担職員制度の問題構造」日本教育政策学会第23回大会、2016年7月3日
3. 井深 雄二「標準義務教育費法案の立案と挫折」日本教育行政学会第52回大会、2017年10月15日、
4. 井深 雄二「1952年義務教育費国庫負担法の成立過程分析」日本教育政策学会第25回大会、2018年7月7日
5. 井深 雄二「戦後教育改革期における小・中学校教員の任免権 教育委員会法と教育公務員特例法」日本教育学会第77回大会、2018年8月31日
6. 井深 雄二「戦後教育史における義務教育学校職員法案の位相」教育史学会第62回大会、

2018年9月30日

7. 井深 雄二 「義務教育標準法の成立過程分析」日本教育制度学会第24回大会、2018年11月10日

〔図書〕(計 1件)

1. 『戦後日本の教育学 史的唯物論と教育科学』勁草書房、2017年

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名: 井深 雄二 (研究代表者)

ローマ字氏名: Ibuka Yuji

所属研究機関名: 大阪体育大学

部局名: 教育学部

職名: 特任教授

研究者番号(8桁): 30142285

(2) 研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。